1 研究の概要

(1) 研究主題

小・中学校におけるインクルーシブ教育システム構築のための取組 ー個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用した合理的配慮の実践ー

(2) 主題設定の趣旨

〈インクルーシブ教育システム構築の動向〉

平成18年に国連総会で採択された障害者の権利に関する条約が、平成26年に日本で批准されました。その第24条に、同条約が求めるインクルーシブ教育システムについて記載されています。インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供される等が必要とされています。本県においても、平成27年10月に策定した「佐賀県特別支援教育第3次推進プラン」の中で、インクルーシブ教育システムに対応した特別支援教育の充実を基本方針の一つとしています。

〈合理的配慮について〉

合理的配慮については、平成24年7月に公表された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」で以下のように示されています。合理的配慮とは、「『障害のある子どもが、他の子どもと平等に"教育を受ける権利"を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの』であり、『学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの』」(1)。また、同報告において、「設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、『合理的配慮』の観点を踏まえ、『合理的配慮』について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい」(2)とあります。

平成26年5月現在で義務教育段階の全児童生徒数は1,019万人であり、年々減少傾向にあります。 一方、特別支援学校や特別支援学級に在籍したり、通級による指導を受けたりしている対象者数は約34万人であり、年々増加傾向にあります。また、文部科学省調査(平成24年)から、小中学校の通常の学級に特別な支援を必要とする児童生徒の存在も明らかになっています。このような状況の中、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ仕組みを構築するために、全ての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上が必要であり、児童生徒一人一人の障害特性に応じた適切な指導及び必要な支援である合理的配慮の提供が求められていると考えます。

〈平成28・29年度の成果と課題〉

平成28・29年度に取り組んだ「プロジェクト研究」では、県内の小・中学校における、インクルーシブ教育システムの構築に関する状況を調査し、その調査結果を基に、インクルーシブ教育システム構築における課題を明らかにしました。そして、明らかになった課題を踏まえて、PDCAサイクルの考えを基にした合理的配慮のプロセス(合理的配慮の決定、提供、見直し、引継ぎ)や校内研修を活用したインクルーシブ教育システム構築のための支援体制づくりの実践を提案することができました。また、2年間の研究の成果をまとめたリーフレットを作成して、教育現場に広く発信することもできました。しかし、学習面や生活面において児童生徒が抱える困難さは多様であ

り、合理的配慮は個別性の高いものであるため、より多くの実践事例を提案する必要があると考えました。

〈研究のねらい〉

そこで、本研究では、28・29年度の「プロジェクト研究」の内容を基に、様々な困難さを抱えている児童生徒に対する具体的な合理的配慮や保護者や教職員、地域の関係機関などの校内外との連携の実際について探りました(**次項図1**)。これらのことに取り組み、教育現場に広く発信していくことで、小・中学校におけるインクルーシブ教育システム構築の実践につながると考えます。

(3) 平成28・29年度「プロジェクト研究」の成果と課題

ア 成果

- (ア) 県内の小・中学校におけるインクルーシブ教育システムの構築に関する状況の調査の実施 県内の小学校29校、中学校18校(調査人数:1,130人)を対象に、インクルーシブ教育システ ムの状況や同システムに対する教職員の意識を調査しました。調査結果から、「インクルーシブ 教育システム及び合理的配慮に関する理解促進」「校内外における支援体制の整備」「合理的配 慮のプロセス及び具体的な合理的配慮の在り方」についての課題を明らかにすることができま した。
- (4) 小・中学校におけるPDCAサイクルの考えを基にした合理的配慮の提供の実践事例の提案 小・中学校における、合理的配慮の決定、提供、見直し、引継ぎの実際を提案することができました。平成28年度は小学校3校、中学校3校において、平成29年度は小学校2校、中学校2校において、通常の学級や特別支援学級における、具体的な合理的配慮のプロセスについて、提案することができました。
- (ウ) 学校におけるインクルーシブ教育システム構築のための体制づくりの実践事例の提案 学校におけるインクルーシブ教育システムを構築するために、校内研修を通した体制づくり の実際を提案することができました。事例では、平成29年度に小・中学校それぞれ1校におい て、同システム構築のための実態調査を実施し、調査結果を踏まえた校内研修を計画し、実践 することができました。
- (エ) 小・中学校における合理的配慮の具体的な実践事例の提案 合理的配慮のプロセスだけではなく、学習面・生活面・行事等における合理的配慮の具体的 な実践事例を提案しました。それぞれの事例において、中心となる合理的配慮の提供について は、授業案を作成し実践しました。
- (オ) リーフレット「小・中学校におけるインクルーシブ教育システム構築のための取組」の作成 合理的配慮のプロセスだけではなく、学習面・生活面・行事等における合理的配慮の具体的 な実践事例を提案しました。それぞれの事例において、中心となる合理的配慮の提供について は、授業案を作成し実践しました。

イ 課題

様々な困難さを抱えている児童生徒に対する具体的な合理的配慮や、保護者や教職員、地域の 関係機関などを活用した支援体制づくりの実践について探っていく必要があると考えます。

(4) 研究の目標

小・中学校において、インクルーシブ教育システムを構築するために、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ上での課題を明らかにし、インクルーシブ教育システムの構築に必要な配慮や指導方法の在り方を探る。

(5) 研究方法

- ア インクルーシブ教育システム構築に関する先行調査研究や文献研究
- イ PDCAサイクルの考えを取り入れた、様々な困難を抱える児童生徒に対する具体的な合理的配 慮の実践及び有効性の検討
- ウ 保護者や教職員、地域の関係機関などの校内外との連携の実践及び有効性の検討

(6) 研究内容

- ア 様々な困難を抱える児童生徒に対する適切な支援の在り方や合理的配慮の提供に関する先行調 査研究や文献研究を行います。
- イ PDCAサイクルの考えを基に、具体的な合理的配慮の実践に取り組みます。そして、インクル ーシブ教育システム構築に向けた、具体的な合理的配慮のプロセスについて検討します。
- ウ 合理的配慮の実践の中で、保護者や教職員、地域の関係機関などの校内外の関係者と連携した合理的配慮について検討します。

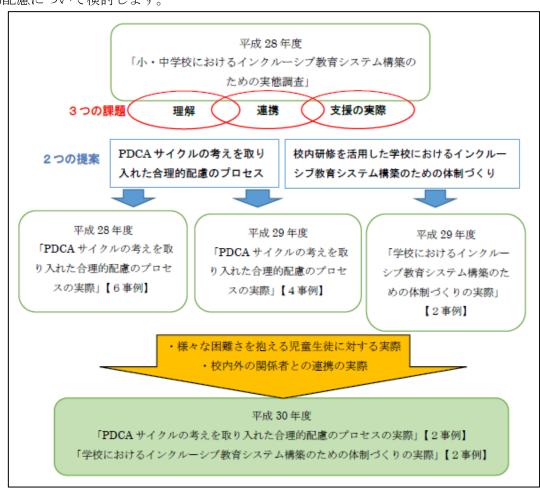


図1 平成28・29年度「プロジェクト研究」と本研究との関連図

《引用文献》

(1)(2) 文部科学省 『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)』 平成24年7月

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm